

## 判決概要⑧ (R6.12.18 大阪高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	平成 30 年 3 月 15 日 (事件番号 : 平成 25 年 (ワ) 第 3053 号、平成 26 年 (ワ) 第 649 号、平成 27 年 (ワ) 第 2241 号)
裁判所	京都地方裁判所 (第 7 民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 浅見宣義、[裁判官] 松川充康、秋本円香
一番原告らの請求内容の概要	<p>本件事故が発生したことにより、原告らがそれぞれ本件事故発生当時の居住地で生活を送ることが困難となったため、避難を余儀なくされ、避難費用等の損害が生じたとともに、精神的苦痛も被ったと主張して、原告らが、被告東電に対しては、民法 709 条及び原賠法 3 条 1 項に基づき、被告国に対しては、国賠法 1 条 1 項に基づき、それぞれ損害賠償を求めらるる事案。</p> <p>※ (出典) 地裁判決正本における「第 2 章 事案の概要等 &gt; 第 1 節 事案の概要」</p>
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 6 年 12 月 18 日 (事件番号 : 平成 30 年(ネ)第 1445 号、同第 2537 号)
裁判所	大阪高等裁判所 (第 12 民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 牧賢二、[裁判官] 島戸真、内田貴文
判決の概要 (損害論)	<p>○被侵害利益ないし損害額 (慰謝料額) の算定方法について :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一番原告らの居住場所や空間放射線量等に照らし、本件事故による放射線のため健康に影響を受けるとの恐怖心や不安を抱いて避難するに至り、平穏な生活という法的利益が害されたと言い得る場合は、これらにより生じた損害は、本件事故と相当因果関係がある原子力損害に該当し、一番被告東電は一番原告らにその損害を賠償する責任を負うことになる (P37)。</li> <li>・本件事故と一番原告らの避難との間では、以下の場合に避難の相当性が認められる (P59)。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①本件事故当時、中間指針が定める避難指示等対象区域に居住していた者が避難した場合</li> <li>②本件事故当時、中間指針追補が定める自主的避難等対象区域に居住しており、かつ、以下のいずれかの条件を満たす場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特段の事情がない限り、平成 23 年 12 月 31 日までに避難したこと</li> <li>2. 本件事故時、同居していた妊婦又は子どもが、平成 23 年 12 月 31 日まで (特段の事情がある場合を除く。) に避難しており、その妊婦又は子どもと同居するため、その妊婦の配偶者又はその子どもの親が避難した場合であって、移動時期や移動が遅れた理由、その後の同居状況等から避難と評価すべき場合であること</li> </ol> </li> <li>③本件事故当時、自主的避難等対象区域外に居住していたが、個別具体的事情により、上記②の場合と同等の場合又はこれに準じる場合</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事故により避難を実行した一番原告らのうち、避難の相当性、避難継続の必要性が認められる者については、居住地における平穏な生活を侵害されたといえるから、一</li> </ul>

	<p>審被告東電に対し、その精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の支払を求めることができ、その金額は、中間指針や一審被告東電の賠償基準等を踏まえた上で算定するのが相当（P108）</p> <p>・同一世帯の家族は避難したものの、様々な理由から避難をせず居住地にとどまった者については、避難による慰謝料を認める余地はないが、居住地に滞在を続けることにより、放射線による身体侵襲への不安や恐怖感が継続することとなるから、これらの者にも精神的損害が生じたものと考え、避難者と同等の慰謝料を認めるのが相当（P108～109）</p> <p>○損害額（慰謝料額）について：</p> <p>(1)居住制限区域について、合計 823 万円</p> <p>①過酷避難慰謝料 30 万円</p> <p>②避難慰謝料（H23.3.11～H27.8 末） 543 万円</p> <p>③生活基盤変容慰謝料 250 万円</p> <p>(2)緊急時避難準備区域について、合計 282 万円</p> <p>②避難慰謝料（H23.3.11～H24.8 末） 232 万円</p> <p>③生活基盤変容慰謝料 50 万円</p> <p>(3)自主的避難等対象区域について、一般 30 万円、子供・妊婦 60 万円</p> <p>(4)県南地域（白河市）について、一般 30 万円、子供・妊婦 60 万円</p> <p>(5)区域外について、0～60 万円（※）</p> <p>※一審原告の一部に対し、慰謝料を認定</p> <p>○中間指針について：</p> <p>・裁判所の判断を拘束するものではないことはいうまでもないが、関連する地方自治体の首長や有識者等の意見を聴取して、法学者及び放射線の専門家等の委員によって基準が策定された上、これまでの裁判例を踏まえて修正を加えられたものであることを考慮すると、指針には一定の合理性があるといえる（P99）。</p>
<h3>3. 最高裁決定の概要</h3>	
<p>決定日</p>	<p>令和 8 年 1 月 22 日（事件番号：令和 7 年(オ)第 1126 号、令和 7 年(受)第 1456 号）</p>
<p>裁判所</p>	<p>最高裁判所（第一小法廷）</p>
<p>裁判官</p>	<p>[裁判長裁判官] 安浪亮介、[裁判官] 岡正晶、宮川美津子、中村愼</p>
<p>決定の内容 （上告/上告受理申し立て）</p>	<p>[国] 上訴せず [東電] 上訴せず [原告] 上告棄却/上告不受理</p>

(参考) 類型化された認定慰謝料額と東電基準、中間指針ないし中間指針第五次追補及び確定 7 判決の認容額との比較

	居住制限区域		緊急時避難準備区域		自主避難等対象区域	県南	区域外
認定 慰謝料額	823 万円		282 万円		一般 30 万円 子供・妊婦 60 万円	一般 30 万円 子供・妊婦 60 万円	0~60 万円 (※3)
	過酷避難慰謝料	30 万円	恐怖・不安及び避難 慰謝料 (※2)	232 万円			
	恐怖・不安及び避難 慰謝料 (※1)	543 万円					
	生活基盤変容慰謝料	250 万円	生活基盤変容慰謝料	50 万円			
第五次追補 を踏まえた 東電基準	1130 万円		230 万円		一般 20 万円 (※4) 子供・妊婦 52 万円 (※4)	一般 10 万円 (※4) 子供・妊婦 28 万円 (※4)	対象外
中間指針 ないし 中間指針 第五次追補	1130 万円		230 万円		一般 20 万円 子供・妊婦 40 万円	対象外	対象外
確定 7 判決 での認定額	950~1200 万円		230~366 万円		一般 8~70 万円 子供・妊婦 40~146 万円	一般 13~30 万円 子供・妊婦 34~50 万円	子供・妊婦 6~11 万円

(※1) 原告の請求する期間が平成 27 年 8 月末までであったことから、その期間に対する恐怖・不安及び避難慰謝料となっている。

(※2) 平成 24 年 6 月末までの恐怖・不安及び避難慰謝料については、ADR 手続にて賠償が認められた (212 万円) ことから、本判決でもその判断を認容した上で、平成 24 年 7 月~8 月末までの恐怖・不安及び避難慰謝料 (20 万円) を加算

(※3) 一審原告の一部に対し、慰謝料が認定されている。

(※4) 追加的費用 4 万円含む。